

●香川県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|------------|--------------|--------------------|
| 平成23年9月1日 | もとだい調剤薬局 | 観音寺市本大町1721番地1 |
| 平成23年9月1日 | 京町薬局 川津店 | 坂出市川津町字東山2496番地6 |
| 平成23年9月5日 | みとよ内科にれクリニック | 観音寺市本大町1735番地 |
| 平成23年10月1日 | やまね調剤薬局 | 木田郡三木町井戸字二条2365番地2 |